

長野県農地・農業用施設等災害復旧事業実施要領

平成30年3月29日付け 29農整第907号

改正 令和4年4月13日付け 4農整第59号

(趣旨)

第1 この要領は、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号。以下「暫定法」という。）、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行令（昭和25年政令第152号。以下「暫定法施行令」という。）及び農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行規則（昭和25年農林省令第94号。以下「暫定法施行規則」という。）に基づき補助申請者が行う手続について、長野県土地改良事業等補助金交付要綱（平成26年3月28日付け25農整第734号。以下「要綱」という。）及び長野県土地改良事業等補助金交付要領（平成26年3月28日付け25農整第735号）に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(被害報告)

第2 市町村長は、当該市町村の区域内において農地・農業用施設等に災害が発生した場合は、直ちにその概要を電話その他の方法をもって管轄する地域振興局長（以下「局長」という。）に報告するものとする。この場合において、災害ごとの被害総額を確認したときは、原則として、災害発生後15日以内に被害報告書（様式第1号）を局長に提出するものとする。

2 局長は、市町村の被害状況を取りまとめ、その概要を電話その他の方法をもって知事に報告するものとする。また、前項の被害報告書により災害の被害総額を把握したときは、原則として災害発生後20日以内に、被害報告書（様式第1号）、農地・農業用施設等被害集計表（様式第2号）及び降雨量調書（様式第3号）を知事に提出するものとする。

(応急仮工事)

第3 補助事業者は、災害が発生し、そのまま放置すると被災施設が増破したり、農作物の被害が拡大したりするような場合、査定前に仮設的な応急工事（以下「応急仮工事」という。）を実施することができる。

2 補助事業者は、応急仮工事を実施した場合、次に掲げる書類等を整備しておくものとする。

- (1) 応急工事を実施することの必要性が確認できる被災状況の写真
- (2) 応急工事の出来高が確認できるしゅん工写真
- (3) 契約書、見積書、領収書、出役簿その他工事に要した費用が確認できる書類
- (4) 農林水産大臣の承認を受けた設計単価及び歩掛により算出した場合の工事費明細書

(応急本工事)

第4 補助事業者は、被災施設を増破防止、人家、公共施設等への被害防止、作付け時期に間に合わせる復旧など特別な事情がある場合は、査定前に着工（以下「応急本工事」という。）することができる。

2 補助事業者は、次に掲げる工事を除く応急本工事を実施する場合は、別に定めるチェックシートにより、地域振興局農地整備課と事前打合せを行うものとする。

- (1) 土砂等堆積物の撤去
 - (2) 機械設備、電気設備の復旧（部品の交換等修繕に限る。）
 - (3) 農地畦畔の復旧（法面復旧を伴うものを除く。）
 - (4) 二次製品水路による復旧（構造計算を伴わない小規模なものに限る。）
- 3 地域振興局農地整備課は、前項の事前打合せがあったときは、チェックシートを本庁に提出し、本庁から関東農政局との打合せ内容について連絡があったときは、補助事業者はその内容を連絡するものとする。
- 4 補助事業者は、応急本工事を実施した場合、第3第2項の書類等を整備しておくものとする。

（補助計画概要書）

- 第5 補助事業者は、暫定法第3条第1項第2号の規定による補助を受けようとするときは、災害発生後55日以内に災害復旧事業補助計画概要書（様式第4号）を局長に提出するものとする。
- 2 局長は、前項で提出のあった災害復旧事業補助計画概要書を取りまとめ、災害発生後58日以内に知事に提出するものとする。

（災害の査定）

- 第6 補助事業者は、災害の査定に当たり、局長の指定する日までに次に掲げる書類を整備するとともに、査定現場の準備を行い、責任者を立ち合わせるものとする。
- (1) 箇所別調書
 - (2) 査定位置図
 - (3) 被災原因資料（雨量データ等）
 - (4) 査定票
 - (5) 査定野帳
 - (6) 災害復旧事業補助計画概要書（査定設計書）
 - (7) その他査定に必要な書類

（災害復旧事業費の決定）

- 第7 知事は、農林水産大臣から暫定法施行令第3条第1項の規定による災害復旧事業費の決定の通知があったときは、速やかに補助事業者に通知するものとする。

（補助金交付決定前の着手）

- 第8 補助事業者は、公益上真にやむを得ない場合、査定によって定められた工法等を基に、災害復旧事業費の決定前又は補助金の交付決定前に、災害復旧事業の全部又は一部を実施することができる。
- 2 補助事業者は、前項により事業に着手する場合、補助金交付決定前（事業費決定前）着工届（様式第5号）を局長に提出するものとする。

(補助率増高の申請)

- 第9 補助事業者は、暫定法第3条第3項第1号及び第2号に規定する補助率により補助を受けようとするときは、知事が指定する日までに災害復旧事業費補助率増高申請書(様式第6号)を知事に提出するものとする。
- 2 補助事業者は、暫定法第3条の2第2項に規定する災害復旧事業につき、同項の規定を適用して同条第1項の規定により算定される補助率により補助を受けようとするときは、知事が指定する日までに連年災害補助率適用申請書(様式第7号)を知事に提出するものとする。
- 3 補助事業者は、農林水産大臣から激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号)第5条の規定による補助の特別措置の適用を受けようとするときは、知事が指定する日までに災害復旧事業特別措置適用申請書(様式第8号)を知事に提出するものとする。
- 4 知事は、農林水産大臣から地域指定及び補助率の決定の通知があったときは、補助事業者にその旨通知する。

(補助計画概要書の変更)

- 第10 補助事業者は、災害復旧事業補助計画概要書を変更(暫定法施行規則第2条に規定する軽微な変更を除く。)しようとするときは、災害復旧事業補助計画概要書変更協議書(様式第9号)を知事に提出するものとする。
- 2 知事は、農林水産大臣の同意が得られたときは、災害復旧事業補助計画概要書変更同意通知書(様式第10号)により補助事業者に通知するものとする。

(事業の中止又は廃止)

- 第11 補助事業者は、第7の事業費の決定の通知があった箇所の事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、災害復旧事業中止(廃止)協議書(様式第11号)により知事に協議するものとする。
- 2 知事は、前項の協議があったときは、速やかに内容を検討し、その結果を災害復旧事業中止(廃止)同意通知書(様式第12号)により、補助事業者に通知するものとする。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行し、平成30年度に行う災害復旧事業の手続から適用する。

附 則(令和4年4月13日付け4農整第59号)

この要領は、令和4年4月13日以降に行う災害復旧事業の手続から適用する。